

地区計画 協議会(素案)アンケート調査の概要

◆配布物は？

⇒①依頼文、②アンケート調査票、③地区区分図、④参考資料、⑤回答用紙、⑥返信用封筒です。回答用紙を返信用封筒に入れ、ポストへ投函してください。切手は不要です。

◆調査項目は？

⇒協議会(素案)として検討した以下の項目の規制値などについて「賛成」または「修正した方が良い」のいずれかに回答してください。

地区の目標・方針

当地区全域の目標と5つの地区区分ごとの方針について提案しています。

建築物等の用途の制限

商業系地区と住居系地区に分けて望ましい用途について提案しています。

壁面の位置の制限

現在の土地利用状況が主に住居系の地区において、隣地からの壁面後退距離を提案しています。

建築物等の高さの最高限度

現在の土地利用状況を踏まえ、地区区分ごとに高さの最高限度を提案しています。

垣又はさくの構造の制限

現在の土地利用状況が主に住居系の地区において、道路境界、及び水路境界における垣又はさくの構造の制限を提案しています。

敷地面積の最低限度

当地区全域において、敷地面積の最低限度を提案しています。



◆締切りは？

⇒10月25日(金)です。 **ご協力をよろしくお願いいたします！**

問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321(直通) FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

9号

発行日：平成25年10月
発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
(事務局)川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

第9回、第10回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区 まちづくり協議会を開催しました！！

平成25年7月19日(金)に第9回、9月21日(土)に第10回芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました。

第9回では、地区計画(事務局たたき台案・その2)として建築物等の高さの最高限度についての意見交換を行いました。

第10回では、垣又はさくの構造の制限、地区計画協議会(素案)に関するアンケート調査などについて意見交換を行いました。

⇒**p2、p3**をご覧ください



地区計画 協議会(素案)に関する アンケート調査を実施します！！

当協議会では、地区計画に関する「協議会(案)」を市へ提言するにあたり、多くの方のご意向を踏まえて検討していききたいため、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区にお住まいの方や土地や建物をお持ちの皆さまを対象に、地区計画協議会(素案)に関するアンケート調査を実施することにいたしました。

ご協力をお願いいたします。

⇒**p4**をご覧ください



川口市よりお知らせ！ 住まいの相談会を開催します

11月9日(土)に、「住まいの相談会」を開催し、市と専門家が、古くなった住まいの耐震化や不燃化のための建替え、道路事業に伴う建替えなどのご相談に応じます。事前にお申込みのうえ、ご参加ください(※相談は無料です)。

⇒「**住まいの相談会の開催チラシ**」をご覧ください

第9回 まちづくり協議会の開催結果

第9回 芝樋/爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年7月19日(金) 14時～15時30分
- 場所 芝公民館会議室1・2 / ●出席者 12名
- 次第 1. 開会
2. 前回の協議内容の確認
3. 地区計画（事務局たたき台案・その2）について
4. 次回の予定
5. 閉会



▲当日の意見交換の様子

第9回 まちづくり協議会で出された主な要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

芝中央通り沿道における建築物等の高さの最高限度について

会員:土地の高度利用がしやすいように建築物等の高さの最高限度を抑えない方がよい。また、街並みが形成されるのは、20年、30年とかかるので、建築物等の高さの最高限度を検討する際には、20年、30年後にどのような街並みとしたいか、イメージを持ったうえで検討するべきである。

会員:将来のために土地の価値を下げない方がよいので、あまり建築物等の高さの最高限度を抑えてしまうのはどうかと思う。

住居地区における建築物等の高さの最高限度について

会員:近年は3階建ての住宅が多く建てられている。3階建てにすると建築物の高さが10mを超えることもある。敷地面積の最低限度を100㎡にしようとしているので、さらに建築物等の高さの最高限度を10m以下としてしまうと制限が多くなる。

会員:建築物等の高さの最高限度を10m以下としてしまうと土地の価値を下げてしまいかねない。将来土地を有効活用できるように、少しでもゆとりのある制限が良い。

会員:現在は、高さ22mまで建築することが可能でありながら、近年の当地区における建築動向は、高さ10m未満の物件が多くなっているため、建築物等の高さの最高限度を16mとしても住環境は悪化しないのではないかと。

第10回 まちづくり協議会の開催結果

第10回 芝樋/爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年9月21日(土) 10時～11時35分
- 場所 芝公民館会議室1・2 / ●出席者 9名
- 次第 1. 開会
2. 事務局より報告
3. 前回の協議内容の確認
4. 地区計画のとりまとめについて
5. 地区計画協議会（素案）に関するアンケート調査について
6. 次回の予定
7. 閉会



▲当日の意見交換の様子

第10回 まちづくり協議会で出された主な要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

垣又はさくの構造の制限について

会員:「塀の高さは1.2mまで」であると道路から家の中が覗かれてしまうと思うので、「1.5m」にしてはどうか。「1.5m」であれば、意識的に覗こうとしない限り、家の中は見えないだろう。

会員:フェンスには様々な仕様があり、高さのみならず、格子の密度などで視線を遮ることのできるものもあるので、視線を遮るのであれば高さ以外の対応策もあることを踏まえると良い。

会員:この制限は建替え時に適用されるということであるが、近い将来に首都直下型地震が発生すると言われているので、建替え時まで待てない。何か改善策があると良い。

会員:道路に面する塀の高さは、道路を歩く人から敷地内への視線を考慮して「1.5mまで」という意見が多くなっているが、水路に面する塀の高さについても「1.5mまで」とした方がわかりやすいのではないかと。

地区計画協議会（素案）に関するアンケート調査について

会員:アンケート調査では、選択肢として、「賛成」「修正した方がよい」としているため、まずはアンケート調査を実施し、「修正した方がよい」という回答が多い場合は、再検討をするということが良いのではないかと。